

総務省が定める「地場産品基準」

- ・ 主要な原材料が市内で生産されたものを使用して、市外の工場で製造した商品を返礼品としているものは、地場産品と考える。
- ・ 市内の小売業者が市外から仕入れてそのまま販売している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。
- ・ 市内に事業所が所在する事業者が市外で生産し、一般に流通している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。
- ・ 市内にある飲食店が、料理やデザートを調理して提供する場合、地場産品と考える。
- ・ 市内にある専門店が、その店がもつ技術・サービスを提供する場合は、地場産品と考える。

<地場産品ではない返礼品の例>

- ・ 他地域（市外産）の「肉」「うなぎ」「かに」「メロン」「いくら」「ビール」等
- ・ 外国企業の製品
- ・ カタログギフト
- ・ 他地域の「遊園地のチケット」「温泉施設招待券」「料亭での食事券」
- ・ 海外ホテル宿泊券、旅行券
- ・ ポイント